

化管法見直し合同会合¹取りまとめ (災害関係抜粋)

4. PRTR 制度について (P13)

(3) 災害に対する既存の PRTR 情報の活用及び情報共有

近年、大規模な地震や記録的豪雨が頻発し、甚大な被害をもたらしている。また、気候変動の影響として将来的に、水害・土砂災害を起こしうる大雨の増加のおそれがあること、南海トラフ地震発生の切迫性が高まっているとされていることなど、今後も継続して大規模災害をもたらす自然現象が生ずる恐れがある。

こうした事象によって、化学物質を取り扱う事業所等で施設の破損等による化学物質の漏洩・それに伴う影響が発生し、周辺地域への悪影響を避けるため、行政が対応した事例も報告されている。

地方公共団体が災害発生時に有害物質を含む災害廃棄物の処理等その他化学物質に係る対応を行う中で、化管法の届出排出・移動量は一部の地方公共団体において活用されているが、必ずしも多くはない状況である。また、災害発生時における化学物質の漏洩の未然防止の取組の必要性についても指摘されているところである。

これに関しては、地方公共団体の災害への対応措置を強化する観点から、化管法の位置づけ・趣旨にも配慮しつつ、災害対応を見据えた届出排出・移動量のより一層の活用に向けた検討を引き続き深めるとともに、地方公共団体による届出排出・移動量の有効活用や事業者の自主的な情報共有の取組を促進することが考えられる。好事例を全国に展開する観点から、災害の発生の恐れが高まっている状況であることを勘案すると、まずは平時における災害による被害の防止に係る取組の推進を図るとともに、平時からの地方公共団体と事業者との情報共有や、災害対応時の地方公共団体における既存の PRTR 情報の活用及び必要に応じた事業者への確認など、必要な情報共有を一層促す方策が有用であることから、これらの取組を化学物質管理指針に位置づけて一層促すことが必要である。

¹ 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ 中央環境審議会 環境保健部会 化学物質対策小委員会